

日本國土計畫論

第一部 國土計畫方法論

第一章 國土計畫の史的發展

第一節 沿革

國土計畫の名稱は恐らく我國に於ては昭和十二年富山縣に於て主催せられた全國都市計畫協議會の席上で用ひられたのが初めてであらう。

その會議に提出す可き論文の主題目を決定する爲に東京都市計畫地方委員會で内協議をした席上、我々は是非「都市計畫の舊形態を打開し此れを地方乃至國土の全體計畫に發展せしむる方策」を主題とする論文を出す様主張した。

その時初めて國土計畫の名稱を用いたのである。その國土の「土」について可成り熟さぬ感があると云ふ説があつて仲々決定しなかつたが、ついに國土として提出した。

日本に於ては兎も角それが決定的となつて今日に到つてゐるのは著者等のいさゝか光榮とする所である。

然し爾後その運動は一向に發展しなかつたが内務省の北村技師が昭和十三年歸朝しドイツの地方計畫の真相を傳へるに及び俄然、専門家の興味の集中する所となつた。

そしてそれを直ちに企劃院に入れたのが當時の飯沼調査官（現神祇院副總裁）である。

かくして、漸く動きを見せた此の運動が、本格的に行政上の流れに入つたのは恐らく商工省の工業地方分散化委員會の設置と内務省の地方計畫法設定に關する準備着手以來であらう。

（農山漁村更生委員會の問題を此の範疇に入れる向きもあるが、多少そこに疑問の餘地がある、國土計畫は單一なる部門の單一なる目的によつて成立し得るものでない。）

此等二つの動きが企劃院を刺戟してついに昭和十五年九月の國土計畫策設定要綱の發表となつて一段落をつけた譯である。

此の間、飯沼一省氏の「都市計畫の理論と法制」乃至「地方計畫論」がたへず都市計畫界の空氣を指導して來た事は歴史的に逸する事が出来ない。

（巷間傳ふる佐藤信淵の諸説を今日の意義の國土計畫と見なす可きや否や此れには自分は疑

義を存する）

以上が日本に於ける國土計畫結實の表面的經緯であるが、此らの母體たる世界都市計畫界に於ける動きは何であるか、

此は恐らく一九〇〇年の初頭にさかのぼるのであらう。

十九世紀の都市計畫は云ふ迄もなく産業革命の處理である。

産業革命は結局に於て大都市問題を惹起した。

此れは大都市自體を不幸におとし入れたと同時に地方をも窮乏せしめた。

此れに對し都市計畫は順序として先づ大都市の救済に手をのべた。

その一つの方法は今日尙強力なる効果を示しつつある地域制である。

而して他の一つは大都市の人口集中を調節す可く案出された田園都市論である。

此は英人エベネザア、ハワードによつて提唱されたロンドン市調節案である。

此はロンドン市外、時間距離にて一時間内外の地に人口三萬級の都市を創設し、そこにロ

ンドンの人口を誘導し様と云ふのである。

此れが動機となり、此の運動を中心に國際住宅及都市計畫協會が成立しそれが世界の都市計

畫運動を指導する形をとつた。

そこではハワード及其の傳承者レイモンド・アンウィンが常に指導的立場にあり大都市調節の方法論を研究し當初は田園都市實行の方法の研究より、やがて地方計畫運動に迄導いた。それが技術的な形にまとまつたのが一九二四年のアムステルダム會議である。(著者等も二三の同僚と共にその席でその決議に加はつて居た譯である。)

アムステルダム會議決議要項

- 一、大都市は抑制す可し
- 二、衛星都市制を採用せよ
- 三、綠地帯にて抱かしむ可し
- 四、交通整備を爲す可し
- 五、接近せる都市群を考慮せよ
- 六、地方計畫は伸縮性を有す可し
- 七、地域制に關する法の制定を要す

是れが世界の都市計畫の指導理論となつたが、やがて、當然の順序として國土計畫の唱導と

なり一九三七年の巴里に於ける國際住宅及都市計畫會議の報告となつた。

以上は但し思想としての國土計畫の動きである。思想は誠に田園都市に端を發し執拗なる勢力により國土計畫論に迄發展した。

然しその實蹟に至つては實に微弱なもので遂にその後何の行績をも残さなかつたと云つてよ

云ふ迄もなくその結果幾つかの大都市を中心とした大都市地方計畫が成立し、又ルール地方乃至英國のデーサイドその他に無數の地方計畫の團體が成立したがその殆ど總ては勸告的な又調査的なものにすぎな

し。そして恐らくその總てが何等かの意味で停頓の形を取らざるを得なかつた。此は何故であるか。

それは元來が此の大都市問題が自由主義經濟の「自由」に従つて蘊釀したものである。従つてそれは當然その「自由」を克服する事なしに遂げ得るものでない。それをそのままに、その源泉にふれる事なくその現象丈を調整せんとする所に根本的な矛盾がある。

従つて此の世界をあげての畫餅論の最中に於て、自由主義を清算せざるを得ない國情にあつた伊太利、獨逸、蘇聯。特に獨逸、蘇聯のみが強權政治を結ぶに成功するや直に列國羨望の國土計畫に一步百歩を進め、しかも此を着々實踐し、空論地方計畫を墮着たらしめ得たわけである。

即世界の國土計畫は理論的に英國を中心に發展し、實際に於て獨蘇の二國により完成されたと云つてよい。

獨逸は一九三二年ナチ政權成るや直ちに第一次四ヶ年計畫を樹立し一九三五年に國土計畫局を設置した。

蘇聯は一九二一年新しき政府成るや直ちにゴスプラン（國家計畫委員會）成立し、第一次五ヶ年計畫とそれに伴ふ國土計畫を樹立した。

第二節 一應の理論及國土計畫の諸相

さて然らば國土計畫とはいかなるものであるか、そのあらわれについて一應の一瞥を與へる必要がある。

何となれば、都市計畫が既にその著き經驗を過ぎたのであるが、およそ一つの新しき仕事が生世に出るやその名稱は必ずしも全幅的に内容を表示し得るとはさまらない。

従つてその便宜的な名稱に對し各人各様の自己に最有利なる解釋を與へ、自己の便宜に亂用する恐れがある。その結果、要請せらるゝ本態は死滅しあらぬものが横行して居る事がある。

例へば都市計畫の如きその本來の意義を明快にせず單に衛生保安經濟云々に關する都市事業なりと解せられた爲に都市工學的なものが都市計畫の名を潜し本來の都市構成的な働きは研究される暇もなく今日に到つてしまつた。

今や國土計畫出るに當り世上或は學問的潔癖よりしてその定義の必要な事を唱ふるものもあるも既に國土計畫は或方面にては計畫經濟の意味に又或方面では技術の綜合の趣旨に曲げて解せられ本來の働きを外らし、時に萎縮せしめんとして居る。

此に對しては既に一九三七年の國際住宅及都市計畫會議に於てもアンウィン は次の如く警告して居る。

「二三の報告の中には各個の性質をもつ方面に關する事業計畫の作製や、計畫の實施等をたゞ夫れが國家的な規模を有つ故をもつて、國土計畫と稱してゐる傾向が見うけられる。

此等も計畫に對し多少の貢獻は爲すであらう、しかし若しも此等が孤立的に何等一定の概念、全體をカバーする計畫に應ずることなく行はれるものであればたとひ國家的規模をもつものであつても夫れは單なる各個的な事業であつて、計畫とは稱し得ない。云々」

世界の硯學の集りに於てかくの如くであるとするれば世論の大多數が時に他を云ふのも無理からぬ事である。

よつて、その幾分の定義づけを此等の沿革の中より抽出し、趣く可き方向を示すのも徒爾ではないと考へられる。

先づ國土計畫の何たるかについては獨逸等にも明快なものはない。

一九三五年の公共上の土地の需要の統制に關する法律が

「土地は國民及國家の基礎である。ドイツ國土の合目的構成を確保し且公共との目的に必要なる土地の需要を統一的觀點に立つて充足せしめんが爲政府は次の法律を判定し茲に之を公布す」と前書きしてある。

又同年國土計畫局を設置せし時その任務として

「國土計畫局は全國區域に互りドイツ國土の綜合的上位計畫と秩序との樹立を司る」と示して

居る。

此等を通じ先づ我々には此の仕事が「土地の秩序を決定しその綜合的な働きが國土活動の最高能率に近づく」様に導く仕事である事と解せられ、又そう解する事が正しいと感ずる。

その次に此の國土計畫が上位計畫であると云ふ事も正しい解釋であると考へる。

あよそあらゆる行政部の働きはそれがある可き必要と、その爲に全體の機能が理想形態に近づく様なものでなければならぬ。

その意味からして此の種の仕事のあやまれ易き、一切をあげて一つの手に集約せしめるものと解さるゝ危険はあく迄警められなければならない。

即、かゝる場合最も考へをあやまるは國土計畫の名により一切の國政を一手に專行せんとする意志が顯はれる事である。

此れが政治の「原始形態への逆行」なる事論をまたない。

今日、國家の行政形態は、それが高度な文化の國のものである程精細に分化されてる。

即此の「分化」は行政の正態でなければならぬ。

たゞそれが分化に溺れて統一を失はんとする所に國土計畫の一つの出現の必要を生じた譯で

ある。

従つて若し國土計畫が上は國策の決定より下は村役場の下水工事迄あつかわんとする形を採るならばそれは拒否されなければならない。必要なのは此の「統合」の役目のみである。此れは「上位計畫」の名によつてそこに落ちつきをこのみ意味を見出すのが最も正しい。(此の統合は次にのべる様に上達する多様を取りまとめると云ふ意味のみではない。そこには上位を帶し下達せしめる働きをも含める。)

此の考へよりして初めて地方計畫、都市及び農村計畫がその所を得、豊澤なる國土を構成するのである。

是に關し滿洲國が「國民生活の基定を爲す所の國土を國民全體の爲最合理的且効率的に利用せるが爲、適地適業、適地適住の原則に従ひ、生産と人口との地域的配置を行ふと同時に他面交通網の設定により距離を短縮する等所謂、空間的規整を行ふ事」と定義したのも此の意味に於て解されなければならぬ。

さて、かく解したる「國家の土地秩序の計畫」は當然、國家の要請を體する事によつて「上位」の趣旨を完ふする。

云ひかへればそこに國家理念があつてその方向を決定し國土計畫を實體化するのである。(理念なき國家は存せず)、然らばその結果現代に於て我々は如何なる實體國土計畫を有つか。

およそ一國の國土に求める理念の一つは云ふ迄もなく常に先づその振興である。

従つて此れが國土計畫の指導理念となり得る事云ふ迄もない。

いわゆる振興主義の國土計畫が先づ存在し得る譯である。

たゞ此の振興なる働きはその國が自由主義である間はそれが全面的に未開性にある場合以外に於てはその一部たる未開地に適用される以外に可能性少なしと考へざるを得ない。

何となれば「振興」と云ふ如き目的に於てさへも自由主義を揚棄せしめる事はその對象が擴がれば擴がる程やりにくくなること云ふ事は云ふ迄もない。

従つて自由主義の旺んな所に綜合は可能でなく、國土計畫は成立し難いのである。

次に一國の理念の第二は國土の再編成にある。

此は自由主義經濟の爲偏倚せる國土現象を國防乃至民族恒久繁榮策の爲に是正せんとするのであるが、問題は國土振興の場合に於ては例へ綜合であつても尙「それは國民の夫々に對し時間の差こそあれ利潤を與へる事にあやまりない譯であるが再編成とあれば完全に利潤と無關係

行は勿論認容されないであらう。

而して乙も漸やく、地方計畫に止るのではあるまいか。

それも又、それが振興であるか再編成であるかの場合の差によつて再度難易を生ずる。

云ふ迄もなく再編成に於て困難は倍加する事になる。

實際に於て地方計畫にして實現を見つゝあるものは振興主義のものゝみで（米國等の例）再編成主義のものは總て勸告の程度に止つてゐる（各國大都市の調整計畫）

問題はかくの如き乙にして未完なるものを以つて國土計畫となし得るや否やであるが、此れは勿論理論的には國土計畫であり得ない。

然しよよそ今日の國家にして何らかの強き理念を有たないものはない。たゞその表現に躊躇するや否やの差がある丈である。

よつて自分は實態としてはあらゆる場合に甲も潜存するものと見る。

即、今日あらゆる場合、それが地方計畫の域迄進展せるものは國土計畫なりと考へていゝ事になる。

此れ英米のそれも國土計畫の範疇に於て論ぜらるゝ理由である。

こゝに最もまぎらわしきは「地方計畫」の概念であるが、此れは國土が或以上の擴がりを持つ場合そこに自から地理學的に地方的分轉を生ずる。（地方圏）

その内部計畫であつてそれは國土計畫と都市計畫の中間的形式である。

即ち甲、乙、併せた完全なる形式の場合には明に國土計畫に屬するがその國の文化の程度に於て乙の未完のものとして止つた場合はそれは國土計畫に非ざる單なる「地方計畫」に過ぎない。

（尤、それは理論的にの謂である。）

即ち此れ等は總てその背後の情態によつて決定され可き概念である。

たゞ計畫技術としては此は最重要な部門であり國土計畫の上位的なものゝ具體化の出發點となる。

第三節 振興主義國土計畫の例

振興主義國土計畫が起り得る爲には少くも未開の處女地の多き事を條件とし様。

然しそれにしても自由主義はそれが餘りに廣大な面積となる時は完全な形に於ては處理し得なす。

即ちそこに何等かの形で大なる資本がその他のもの、自由を抑制し様とするであらう。

さうした場合計畫は出来る丈小規模となり即國土計畫はより地方計畫に、地方計畫は局地計畫に萎縮し又その内容を技術聯合へと身をかわ相とするのである。

アメリカに於て此の主義の國土計畫が勃興せんとし結局それが地方計畫として又技術聯合にあわらんとする譯である。

然るに若し此れが強權主義の國家の採る所となつた場合此れは實に何の抵抗なく完全な形となつて具現する。

蘇聯がその例であり滿洲國が又同様の成果をよさめんとする理由である。

一、米 國

米國の地方計畫は英國のハワードの田園都市論をうけてテイラアの衛星都市論となりラッセルセーシ財團による大紐育の地方計畫と發展したあたり一應再編成的な形を見せたが米國自體の本質よりすれば矢張り此は繁榮計畫である事が本態である。

それは一九三三年の産業復興法に應じて設けられた、國土計畫局が次の形で變轉したのである。

一九三三年 國家計畫局

一九三四年 國家資源局に改組

一九三五年 國家資源委員會に改組

一九三九年 國家資源計畫局に改組

結局資源開發へ推移してゐる。

又機能については、國家資源局は「土地水並その他の國家資源の開發並利用方策の物質的、政治的並經濟的諸部門及隨時大統領の附議する事ある可き關係事項云々」

次で國家資源委員會も「計畫的開發並土地利用、水其の他の國家資源」と同じ様な開發關係の事を云つてゐるが、國家資源計畫局は稍進んでその他に「全國又は國內の重要部分に於ける職業狀態及事業界の活動狀態（好況又は不況）並失業狀態につき隨時大統領に進言云々」とのへてゐる。

自由主義強大なる國土であつて見ればその仕事の内容がかく公共施設の創設乃至その聯合計畫に終るのが自然であると考へなければならぬ。

一九三五年の國土計畫による州計畫の報告書についてうかつても、計畫理念はあく迄現狀

の充分なる調査により將來の繁榮を期するか、せめて繁榮のバランスを企求するに止つてゐる。人口問題と隣保・休養等についてもやゝ説かれてゐる所がないではなく、人口質の問題も關心を有つ様に見へるが結局に於て、限界農民の救済乃至放棄されたる農地の改善、乃至都市に對する人口現象の（過集中、郊外逃避、乃至不況による失業者群等）機能圏に於ける合理的なる再構成にある。

又一九三五年のセントルイス地方計畫報告を見ると、英國の場合同様異口同音に此等に關する中央行政廳の必要なる所以をのべその計畫理念については「全地方又は本地方内の所以とに關係ある資源の濫用をさける爲云々」

或は「地方計畫は現況調査、新興動勢の發見の最初の企圖であり云々」又「完全なる均衡のとれた調和ある協同體を形成する様最も適切な地方の發展を期するのが地方計畫の機能である。」或は更に「地方計畫は都市計畫と同様失敗誤謬を防止し、發展改善の標準を高め秩序、便益及經濟の増進に役立つであらう」としてゐる。

結局に於てテネッレイ谿谷局の開發計畫（一九三三年發表）に成功し更に八ツの新地域開發を提案した（一九三七年）所位が本態であらう。

州際計畫、國土計畫に到つては調査、勸告、乃至公共供給施設の聯合以上に何歩を出で得可きや疑問である。（州計畫の技術については後出）

二、蘇 聯

米國は自由主義國の代表的なものであるが、此れと對蹠的な政體にある蘇聯が同じく振興的國土計畫の途上にある。

一九二一年のゴスプランによつて國土經營の方針を決定し第一次（一九二五年）第二次（一九三六年）第三次（一九三七年）の五ヶ年計畫に従つて此れを國土計畫として實踐を強行してゐる。その方針は初めの農主工従を一九三〇年に於て工主農従に改め（一九二五年）重工業都市の建設に着手した。

此等は總て一種の國防國家建設的理念に従つたものであり資本主義國の經濟封鎖に對立し特に重工業に於ける後進性を回復するに邁進すると共に防空に備へる爲新設都市を帶狀形のものとし國民保健の效果をも企圖した。

第四節 再編成主義の國土計畫の例

再編成主義の國土計畫は既發達の舊國家にしてその發達が偏倚せる爲社會問題を惹起してゐるか乃至その爲に國防上の危機を呼んで居る様な場合に成立する。

英國は前者の適例であり、獨逸は後者の適例である。

一、英國

英國の國土計畫がハワードの田園都市論を源とする事は上述した。

その後それは具體的な動きとしては

田園都市の建設

一九〇三年

住宅及都市計畫法

一九〇九年

大ロンドン地方計畫委員會構成

一九二三年

の形をとつた。

たゞ然しその實體については一九三七年の巴里の國際住宅及都市計畫會議に於てロンドン大學のアークロンビー教授が「イギリスは從來充分地方計畫の活動範圍と可能性について研究を行つて來た」と云ひ得る。

そして又非常に多數の勸告的報告書を刊行し、且六百以上の地方廳を包含する一三二の實行

聯合委員會が設立されたのである。

此等聯合計畫の區域は多く面積一〇〇・〇〇〇エーカーを超ゆるものであつて、此等は各個の機構によつて地方計畫的に計畫されたものである。

此等計畫の大部分は未だ準備計畫の時代である。

又勸告委員會は七二あり、もはや計畫準備時代を終つて各地方計畫委員會間の連絡に當つてゐる。

法定計畫が準備計畫報告書とどの程度に異つてゐるかは一寸推測出來ないが、次にのべる理由により或事項は法定計畫から削られてしまふ場合が多い。

(イ) 法律の權限が弱き事

(ロ) 利的所有權に對する補償額が多額でありその結果貧しき甲なる地方廳は能力ある乙なる地方廳の負擔を必要とする場合が多いのであるがその實行が困難である。

(ハ) 地方廳の多くは未だ偏狹で恒久的發展策より目前の自己計算による増税對象の増加に吸々として

ゐる。

と、結論してゐる様なもので頗る實踐に乏しい。

たゞ國土計畫については

「イギリスに於ける國土的基礎に基く計畫の量は決して少ないものでない。しかし、それは各々が判然とした仕切りの中で別々にやつてると云ふ餘り完璧とは云へぬ性質のものである。」

と同教授がのべて居るが結局それは土地利用調査、電氣、道路、鐵道、航空交通、植林、住宅供給、給水供給、排水施設と云つた様な公共供給を意味して居る。そして「現在既に行はれる國土計畫の種々の方面の聯絡調整を採る爲にはさして激しい行動を採らなくて済むであらう」とのべた事に對し議長アンウインがそれは國土計畫本來のものでないと斷ぜられた事既述の通りである。

たゞ、その後國際情勢が漸く緊迫するに伴ひ緩慢なる進行を許し得ない事が明となり王立工業人口地方分散委員會が結成され、一九四〇年の報告となつた。

それは漸くにして此れ等の仕事は國防上の要請を併せて國家活動を要し、その爲にはあく迄中央官廳を造る必要がある。

その官廳は他の官廳に獨立し且それ等より廣汎なる權限を有つ必要があると献言して居る。

而して此等と併行して開催された一九三九年のストックホルムの國際住宅及都市計畫會議に於ても英國は強力なる中央機關の設置を唱導して居る。

恐らく此等が慶大奥井教授の云ふ如く、政治形態の如何を超越して國土計畫體制を要求する日も遠くあるやう。

二、獨逸

再編成主義の國土計畫に成功したのは獨逸一國であると云つてよい。

第一次世界大戰によつて一敗地にまみれた獨逸は一九三二年のナチス政權確立により反噬態勢に移り、第一次四ヶ年計畫（一九三二年）第二次四ヶ年計畫（一九三六年）と相次で計畫經濟を強行し、併せて、國世襲農地法（一九三三年）住居定住區域開發法（一九三三年）國土計畫局に關する法（一九三五年）等を設定し強力なる國土計畫を實施してゐる。

此の國土計畫は以上の諸國の夫々の例を集結する如く、次の様な特徴を有つて居る。

- 一、國防國家の建設
- 二、振興計畫（自給の爲の）
- 一、再編成計畫（國防國家建設の主要方法）

一、強力なる計畫及執行體制による上意下達的なもの
國防國家建設は獨逸の最急務であつた。これがなければ早晩亡國となる事必至であつた。
國防國家達成の方法をナチスはいかに探つたか。
それは次の様なところに重點があるとされてゐる。

- イ、食糧資材の自給
- ロ、強兵優民の育成
- ハ、防空都市の編成
- ニ、軍活動の自在性

而して此等の總てを満足せしめる方法論が即獨逸的な再編成を主とし振興開發を縦とした國土計畫である。

- 而してそれは最特徴あるものとして
- 甲、大都市及工業都市の地方分散（イ、ロ、ハ、に應ず）
- 乙、ジードルンゲ建設（イ、ロ、ハ、に應ず）
- 丙、自動車國道の整備（ニ、及甲、乙、に應ず）

の様なもの为主要事業として採用した。

大都市及工業都市の地方分散

大都市分散はナチス政權當初來の懸案であつたが一九三七年獨逸都市改造法が制定せられるに及びニッルンベルヒ（人口四一萬）ミュンヘン（七六萬）ハムブルゲ（一六八萬）ベルリン（四三〇萬）は夫々その適用をうけた。就中ベルリンは人口四三〇萬を一九五五年迄に三五〇萬に減ずる計畫を樹立し暫定措置として、都市周辺の工業、住宅等の新設を禁止し、更に小賣商店の新設禁止入市許可制を採る迄に進んだ。

又、疎開性都市計畫事業として不衛生地區、密住地區の改良、乃至大道路の開通、大驛の移轉等が進捗し着々實効を得つゝある。

工業の地方移設事業も獨逸の最も得意とする所であるが此の爲にはあらゆる政府の強壓を加へ税金運賃、動力等の低減を計るのみならず協同體を結成せしめて金融上の信用を高めしめ、又政府事業の優先的下請を爲さしめる。

又、此の轉出先きは既往の自由主義立地の消費地乃至生産地に指向せしめる事をさけて勞働質を重要視し勞働質の爲の風土條件に立地せしめる。

又轉出に際しては學者等による立地隊を豫遣し置き充分に調査を遂げしめるのみならず更に協同體組織により新しき販賣網を開拓し置き更に勞働力に訓練を與へ準備し置く。

此等十二分の用意成つた所で工場を轉出せしめるのであるがその理想形式は大工場を分解して既に散存する農村に潜入せしめるのである。

かくする事により工業は空襲を逃れ勞働力は健康に又國民は食糧等の獨立が得られる。

ジードルング（定住地建設）

食糧政策及強兵優民の政策は當然農村計畫に結びつくのであるが獨逸も同じく此の方法を採用した。

一九三三年の世襲農地法の如きその第一手であつて此により農民の離村を押へ又一九三五年の帝國勞働義務法により一八—二五歳の男子を約半年農役（乃至土木事業等）に服せしめる等あらゆる方策を盡して居る。

かくして獨逸の國土計畫はジードルングであると迄云はれて居る。

彼等は「戦捷は貧民窟に生れた兵士によつて得られるものでなく、自由なる郷土に育ち、彼の戦はねばならぬ所以を自覺せる兵士によつて得られるのである。

平和條約の名に價しない一つの條約によつて世界中の小國すら許されて國防軍備を禁じられる以上、我々はたゞ平和的國防の手段を認識し此を行はなければならぬ義務がある」と叫びジードルングの唯一性を強く主張して居る。

此の精神により無數のジードルングが設置されつゝある。

それは人間、土地、經濟、所有、成長、相續を要素とする農業協働體の組成である。

「ジードルングは健全なる獨逸人の一塊の郷土に對する自然的願望に關する計畫及建設の問題である」

「ジードルングによつて、先づ第一に人間は大地の上に郷土を見出さなければならぬ。

そして世襲耕地農民に、類似の形式によつて又定住的な職業をもつて成長した血統者勞働者が土に固く結びつけられなければならぬ」

それは獨逸人の郷土たる農村の建設である。

その中心たる聚落は廣場を有し宿舍、集會場、手工業住宅、圖書館、學校、寺院、運動場等が極めて都市美的に隣保的に組み立てられてある。

園邑都市

此は大都市乃至工業都市の分散に應じて生ずる小聚落地であり多く工業地と連關して有つ譯であるが此は農業ジードルングと異なりあらゆる職業層を以つて構成してゐる。

各戸は夫々菜園を有し食糧の自給が保てる半農都市である。

自動車國道

廣大精微なる國防國土建設に先立ち獨逸はその大前提たる自動車國を建設した。

一九三二年の制權に次ぎ一九三三年此の計畫を發表直に着手した。

總延長一萬軒(幅二五米厚さ六〇糎)一九三六—四五年間に毎年一千軒づつで完成し様と云ふのである(總工費六〇マルク)

此の計畫の賢明な事は失業救済及都市工業の分散の再編成と共に機械化部隊の自由なる轉戦に備へてあつた事である。

かくしてまことに獨逸の國土計畫は鐵桶のゆるぎなき堅固きにあつた。

たゞ此等の上意下達的大事業を爲す條件として「自由主義の暫定的休止」

が必要であつたがその爲には獨逸の政治環境が國民をしてそれを納得せしめた事及その間の空氣を察知し此れをあやまりなく「公益優先」の趣旨に導いて行つたナチスの存在が何より幸で

あつたと云はざるを得ない。